



みどりを増やす

「あなた」を応援！

下の①・②の緑化費用を、一部助成します。建物の新築や建替え、塀の撤去等をお考えの方は、ぜひご活用ください！

たとえば
塀を撤去して
生垣に！

①【接道部緑化】（最大30万円助成）

植込地

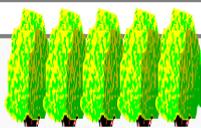
★助成単価：¥15,000/m²(植込地面積)



緑化する場所が、公道・私道を問わず「幅員4m以上の道路（又は道路中心から2m以上後退した道路）」に、接していることが【必要】です。

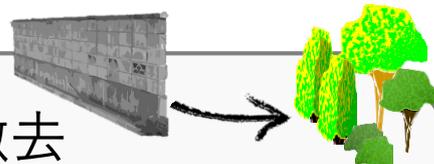
生垣

★助成単価：¥15,000/m(生垣延長)



塀の撤去

★助成単価：¥5,000/m²(塀面積)



※助成対象は次のいずれかを満たす箇所

- (ア) 塀の撤去によって、緑地が道路から見えるようになる
- (イ) 撤去後、新たに緑地をつくる

フェンス緑化

★助成単価：¥2,000/m(フェンス緑化延長)

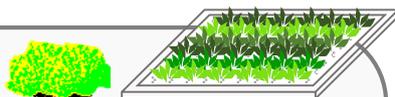


②【建築物上緑化】（最大30万円助成）

屋上緑化

★助成単価：¥15,000/m²(緑化面積)

※芝などの地被類、菜園も助成対象です。



壁面緑化

★助成単価：¥5,000/m²(緑化面積)



< 助成金額の算定方法 >

緑化工事完了後、現地にて面積や延長を調査したのち、右図の☆と◇を比較して、小さい方の金額が【助成金交付額】となります。

☆ 助成単価 ×
面積・延長 (m²・m)

◇ 工事費実費
(屋上・壁面は半額)

< 留意事項 >

- ・道路に接する場所や建築物の屋上などでの、緑化工事費用の一部を助成します。ただし【緑化基準】による接道部緑化と建築物上緑化を除きます（※裏面参照）。
- ・緑化工事の着手2週間前までに【申請】が必要です。
- ・助成を受けた緑地は、植物の保護と育成に努め、良好な管理を行ってください。
- ・このほか所定の助成要件がございますので、詳しくはご相談ください。

裏面もご覧ください。

! このような方には助成できません。

- 緑化や塀の撤去において、【足立区細街路整備事業】で、この制度と同様の助成を受ける方
- 既存の樹木を撤去して、植え替えを行う方
- この5年以内に、この制度による助成金を受けた敷地・建築物を対象とする方

! 緑化計画書提出対象の場合^{※①②}は、ご注意を!

※①敷地面積200㎡以上の敷地で、一戸建て以外の建築物及び工作物を新築、改築、又は増築
※②自動車等（バイク・自転車含む）の収容能力が、20台以上の駐車場を新設又は変更

- 緑化基準の緩和や振替の措置を受けずに区長の認定を受けた【緑化計画書】に基づき、緑化工事を行ってください。
- 緑化工事の助成対象は【足立区緑の保護育成条例施行規則】に定める、次の【緑化基準】を超える範囲のみに限ります。
 - 【接道部緑化】の対象：敷地面積が500㎡以上では、同施行規則別表第2の緑化基準
 - 【建築物上緑化】の対象：敷地面積が1000㎡以上では、同施行規則別表第3の緑化基準

! 助成金の交付を取り消すことがあります。

- 虚偽の申請によって助成金の交付を受けたとき。
- やむを得ない理由を除き、助成後5年以内にこの制度の目的に反する改修を行ったとき。
- その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等に違反したとき。

 緑化工事後も、ご協力をお願いします。

- 助成後は、区が提供するプレートを緑地内（※道路からよく見える場所）に設置してください。
- 助成金交付後5年間は、区の調査及びアンケート等に、ご協力をお願いいたします。

この緑地は、足立区緑化工事助成制度を活用し、設置しました。



↑プレート（約30cm）

〔問合せ・連絡先〕

足立区 都市建設部 道路公園整備室 パークイノベーション推進課 緑化推進係

TEL 03-3880-5188 FAX 03-3880-5619
E-mail midori@city.adachi.tokyo.jp



令和7年8月発行